

令和8年度  
Azure AD Connect 等保守業務  
仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

## 1. 調達件名

令和8年度 Azure AD Connect 等保守業務

## 2. 調達の概要

### 2.1. 目的

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）では、Microsoft 365 の ID、パスワード等を効率的に管理する仕組みとして、Azure AD Connect（現在の「Microsoft Entra Connect」のこと。本仕様書では、実環境における表記を考慮して、旧名称である「Azure AD Connect」を用いる。）を利用している。

本業務は、Azure AD Connect 及び Azure AD Connect を稼働させたサーバー（以下「Azure AD Connect 等」という。）に対する保守を実施するものである。

### 2.2. 用語の定義

用語	定義
基幹ネットワークシステム	DNS、Active Directory、WSUS、NTP、DHCP、Proxy、WEB フィルタリング、マルウェア検知・ふるまい検知、ファイアウォール・IDS/IPS、仮想ブラウザ、ウイルス対策管理、IT 資産管理、メールセキュリティ、ファイルサーバー、内部ホームページ、ログ収集、仮想デスクトップシステム、プリンター制御、インターネット回線、WAN 回線、VPN 回線等、振興会の情報基盤に係る管理機能、セキュリティ機能、回線等を備えたシステムの総称 Azure AD Connect が動作するサーバーの基盤も含まれるクラウドサービスにて構築している
基幹ネットワークシステム事業者	別途契約している、基幹ネットワークシステムの構築及び運用を担当する事業者

### 2.3. 業務の概要

Azure AD Connect 等の保守（障害発生時の復旧作業、アップデート対応等）及び運用支援（動作及び操作に関する問合せ対応等）を行う。

### 2.4. 納入成果物

納入物については、日本語を用い、専門的な知識や技術を極力必要とせず理解できる内容に整理すること。

項番	項目	提出方式	提出時期
1	保守体制表	電子データ	保守業務開始前

2	保守対応手順書	電子データ	作業実施前
3	保守対応報告書	電子データ	作業実施後
4	既存成果物（後述）の修正版	電子データ	修正発生時

## 2.5. 保守期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日～令和 9（2027）年 3 月 31 日（12 か月間）

## 2.6. 保守実施場所

保守業務の実施場所は、原則として受注者の事業所内とする。事業所以外の場所での実施については、受注者が業務場所として定めていることを前提として、事前に振興会の承諾を得た場合に限り可とする。

また、振興会の求めに応じて以下の場所にて対応すること。国立劇場再整備事業に伴う事務所移転により、変更となった場合においても対応すること。移転先は都内を予定している。

- ・東京都千代田区隼町 4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場

## 3. Azure AD Connect サーバー概要

(1) Azure AD Connect サーバーは、基幹ネットワークシステムの一部としてクラウドサービス（IaaS）にて稼働している。

(2) サーバーのスペックは以下のとおり。

OS	Windows Server 2019 Standard
CPU	デュアルコア 1.60GHz
メモリ	8GB
ディスク	80GB（システム領域のみ）
台数	1 台
ウイルス対策	トレンドマイクロ ServerProtection for Windows

(3) Azure AD Connect の設定内容やサーバーの詳細設計等については契約後に開示する。開示する資料（以下「既存成果物」という。）は以下のとおり。

① 「独立行政法人日本芸術文化振興会 Microsoft 365 環境構築及び導入支援業務」における以下の納入成果物。

- ・ 要件定義書
- ・ 基本設計書
- ・ 詳細設計書
- ・ 管理者用マニュアル

② 「独立行政法人日本芸術文化振興会情報基盤に係る基幹ネットワークシステム及び仮想デスクトップシステムの調達（令和 4 年 4 月から 60 か月間）」に

おける以下の納入成果物。

- ・ 基本設計書
- ・ 詳細設計書

#### 4. 保守業務要件

##### 4.1. 保守体制

- (1) 土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除いた平日9時00分から17時00分にて、対応できる体制を確保すること。
- (2) 受付窓口が一本化されていること。メール又はセキュリティ対策の施されたWEBフォーム、及び緊急時等においては電話での受付が可能なこと。
- (3) 17時00分以降の受付は翌営業日の対応とする。ただし、振興会が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合はこの限りではない。
- (4) 日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。また、責任を明確にし、体制表を示すこと。
- (5) 本件に係るサーバー上の異常検知については、以下のいずれかの方法を採用すること。
  - ① 基幹ネットワークシステムの監視システム（ノード監視、リソース監視、プロセス監視、メッセージ監視等）から発報されるアラートメールを受信する。
  - ② 基幹ネットワークシステムの監視システムと同等の監視及びアラートメールに相当する異常検知の仕組みを導入する。なお、②を採用する場合においては、以下の条件を満たすこと。
  - ・ 通信は、振興会ネットワーク内からインターネットへ出る方向のみとし、インターネットから振興会ネットワーク内への通信が発生しないこと。
  - ・ HTTPS（TCP/443）通信のみとすること。
  - ・ 振興会のネットワーク機器で通信制御を行うため、通信の宛先を URL 又は IP アドレスにて開示すること。
  - ・ プロキシ自動設定（PAC）ファイルの設定が可能な仕組みである場合、振興会の指定する情報を設定することで通信可能となるか検証すること。
  - ・ 契約満了時に導入した仕組みを削除し、契約前の状態に戻すこと。
- (6) 振興会からの連絡は以下の職員及び事業者を想定している。
  - ・ 振興会情報推進課職員。（5～6名程度）
  - ・ 振興会が別途契約する、振興会情報システム全般の運用管理業務、職員に対する支援業務等を実施する事業者。（2～3名程度）
  - ・ 基幹ネットワークシステム事業者などの関連事業者。（原則として振興会を介するものとする。）

## 4.2. 保守内容

### 4.2.1. 基本要件

- (1) Azure AD Connect 等の運用に係る以下の対応を行うこと。
  - ① 技術的な質問・問合せへの回答
  - ② 障害対応
  - ③ Windows Update
  - ④ 脆弱性等対応
  - ⑤ 設定値変更
  - ⑥ 再構築
- (2) 保守範囲に対して変更を伴う作業を行う場合は、その作業前に、作業体制図、タイムチャート、作業環境、作業アカウント、作業手順、(必要に応じて) 切戻し判断基準及び切戻し手順等を記載した「保守対応手順書」を提出し、振興会の承認を得ること。ただし、緊急性が高い障害対応の場合を除く。また、作業完了後は速やかに「保守対応報告書」を提出し、振興会の承認を得ること。
- (3) 保守業務により設計書等の既存成果物の内容に変更が生じる場合は、既存成果物を修正し、変更管理を行うこと。
- (4) アラートメール(受注者が導入した異常検知の仕組みを含む。)又は振興会からの連絡をもって保守業務を開始すること。発生した内容ごとに管理番号を発行し、開始から完了までを一体として管理すること。
- (5) アラートメール(受注者が導入した異常検知の仕組みを含む。)又は振興会からの連絡を受けてから1時間以内に受領連絡、4時間以内に一次報告を行うこと。
- (6) 保守作業に伴って Azure AD Connect 等を停止する必要がある場合は、影響について振興会に報告し了承を得てから行うこと。原則として保守業務時間内での対応とするが、影響が大きい場合は時間外の作業を求める場合があるので対応すること。時間外作業の場合の費用については、振興会と受注者との間で協議により決定する。
- (7) 保守作業の内容に応じて、基幹ネットワークシステム事業者と十分に連携して対応を実施すること。

### 4.2.2. 保守範囲

- (1) 仮想 OS が稼働していることを前提とし、仮想 OS～アプリケーション層までを保守範囲とする。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアは範囲外とする。ただし、ウイルス対策ソフトウェアの動作に影響する設定、作業等が発生する場合は事前に振興会に報告し、了承を得た後に実施すること。
- (3) ウイルス対策ソフトウェアのアップデートやパターンファイルの更新に起

因する不具合等は範囲外とする。

#### 4.2.3. 障害対応

- (1) 障害が発生した場合は、障害箇所の特定、影響範囲の確認、発生原因の調査、障害復旧、動作確認、報告までを一体として行うこと。
- (2) 受注者は、通報を受け、障害の発生原因が保守範囲かどうかの切り分けを行うこと。保守範囲の場合はただちに具体的な対策を開始し、保守範囲外の場合はその旨（理由含む。）を速やかに振興会に連絡すること。ただし、保守範囲外の場合であっても復旧に向けて必要な情報を提供するなどの支援をすること。
- (3) 受注者は、アラートメールの発報及び受信について基幹ネットワークシステム事業者と十分に調整すること。
- (4) 障害復旧後は、障害内容、発生原因及び今後の改善策等を記述した障害報告書を作成し、振興会に提出すること。

#### 4.2.4. Windows Update

- (1) Azure AD Connect サーバーの Windows Update は、振興会の指定するセキュリティパッチを Microsoft から手動で取得する方式とする。受注者はパッチの取得から適用、正常性確認作業まで全てを実施すること。
- (2) Windows Update の実施は、基幹ネットワークシステムの Active Directory サーバーと時期を合わせる。Active Directory サーバーでの実施が決まり次第、振興会から通知する。ただし、Active Directory サーバーの Windows Update は夜間に実施するため、日時を合致させる必要はないものとする。
- (3) Windows Update 適用後に Azure AD Connect サービスが正常に動作しなくなった場合は、原因究明と対策案を振興会に提示すること。Windows Update の適用切戻し作業が必要となる場合は、基幹ネットワークシステム事業者へ連携すべき情報を速やかに提示するとともに、切戻し作業を実施すること。
- (4) Windows Update は、保守期間中に 2 回を想定している。受注者は本調達の範囲において Windows Update に 2 回まで対応すること。3 回以上実施する場合は契約単価に基づき対応すること。

#### 4.2.5. 脆弱性等対応

- (1) 受注者は、保守範囲に係るセキュリティ情報及びバージョン情報を常に確認すること。
- (2) セキュリティの脅威が発見された場合は直ちに振興会に報告すること。
- (3) セキュリティ脅威の報告に当たっては、脅威のレベル、振興会への影響度、対応策の有無、対応策を実施することでの影響を遺漏なく提示し、対応の要否

及び可否を判断すること。

- (4) 上記(3)において、対応が必要と判断したものについては対応を実施すること。実施内容、実施結果を振興会に報告すること。対応が必要だが実施ができないものについてはその理由、代替措置、影響を報告すること。
- (5) セキュリティ脅威のほか、不具合改修、機能改善、導入バージョンのサポート期限等、振興会の運用に関わる情報は適切に報告すること。
- (6) 上記(5)で得た情報について、対応の方法や対応策を実施することでの影響を調査し、振興会と実施について協議すること。対応すると決定したものについて、実施及び実施結果の報告を行うこと。
- (7) 脆弱性等対応は、保守期間中に1回を想定している。受注者は本調達の範囲において脆弱性等対応に1回まで対応すること。2回以上実施する場合は契約単価に基づき対応すること。ただし、作業量等により追加費用が必要となる場合は、事前に振興会と協議の上、対応について決定すること。

#### 4.2.6. 設定値変更

- (1) 受注者は、Azure AD Connect 等の仕様変更があった際、又は振興会からの要求事項に対応するに当たり設定値の変更が必要となる場合は、適切な設定値を提案の上、対応すること。
- (2) 設定値変更は、保守期間中に1回を想定している。受注者は本調達の範囲において設定値変更に1回まで対応すること。2回以上実施する場合は契約単価に基づき対応すること。ただし、作業量等により追加費用が必要となる場合は、事前に振興会と協議の上、対応について決定すること。

#### 4.2.7. 再構築

- (1) 再構築が必要となった場合においては、基幹ネットワークシステム事業者と連携し、既存成果物の内容に従い再構築を行うこと。仕様変更やバージョンの差異等により、既存成果物の内容が合わなかったり不足していたりした場合は、設計内容について振興会と協議の上、決定すること。再構築の作業範囲は「4.2.2. 保守範囲」に準ずるものとする。
- (2) 再構築に際しては、ウイルス対策ソフトウェア及びミドルウェアの正常稼働を基幹ネットワークシステム事業者と連携して確認すること。
- (3) 再構築後は、基幹ネットワークシステムの Active Directory と Microsoft Entra ID の同期が設計どおりの通信経路で実施されていること、データの不整合がないことを確認し、報告すること。データの不整合が確認された場合は、本調達の範囲において復旧を行うこと。
- (4) 再構築の実施は本調達の範囲において想定しない。再構築を行う場合の費用については、振興会と受注者との間で協議により決定する。

#### 4.3. 保守対応の方式

- (1) 保守業務の実施においてサーバーに接続する必要がある場合は、原則として受注者のネットワーク環境から接続すること。
- (2) 本件に係るサーバーへの接続については、以下のいずれかの方法を採用すること。
  - ① 振興会が指定するクライアントソフトウェア（Windows 10 用）を用いて VPN 接続を行う。セットアップ方法、VPN 接続アカウントは振興会から提供する。
  - ② VPN 接続に相当するセキュアなリモート接続の仕組みを導入する。  
なお、②を採用する場合においては、以下の条件を満たすこと。
    - ・ 通信は、振興会ネットワーク内からインターネットへ出る方向のみとし、インターネットから振興会ネットワーク内への通信が発生しないこと。
    - ・ HTTPS（TCP/443）通信のみとすること。
    - ・ 振興会のネットワーク機器で通信制御を行うため、通信の宛先を URL 又は IP アドレスにて開示すること。
    - ・ プロキシ自動設定（PAC）ファイルの設定が可能な仕組みである場合、振興会の指定する情報を設定することで通信可能となるか検証すること。
    - ・ 契約満了時に導入した仕組みを削除し、契約前の状態に戻すこと。
    - ・ セキュアな接続であることを示す資料を提出すること。
- (3) 接続に当たっては、作業者、作業端末、作業場所を明確にし、原則として事前に届け出ること。
- (4) 接続した際は接続記録を残し、振興会の求めに応じて提示すること。

#### 5. 支払要件

- (1) 本件の代金は、月額払いとする。月額費用は、本調達を履行するために必要な費用を保守期間月数で除した額とする。
- (2) 「4.2. 保守内容」に示す保守業務のうち、「4.2.4. Windows Update」「4.2.5. 脆弱性等対応」「4.2.6. 設定値変更」については、各項に記載する想定回数以上に実施した場合、実施実績に基づいて契約単価を乗じた金額を支払う。毎月月末に振興会と実施実績の確認を行うこと。
- (3) 請求書には、実績についての内訳明細書を作成し、添付すること。

#### 6. 認定資格等

以下の Microsoft 関連のいずれかの認定を受けていること。

- ・ FastTrack Partner
- ・ FastTrack Ready Partner
- ・ Modern Work ソリューションパートナー

## 7. 契約条件等

### 7.1. 知的財産の帰属等

(1) 本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を振興会に譲渡し、振興会は独占的に使用するものとする。ただし、以下の場合を除く。

① 納入成果物のうち受注者が権利を有する著作物（以下「受注者の既存著作物」という。）が含まれる場合は、その「受注者の既存著作物」。ただし、受注者が本件の契約前から権利を有するもので、受注者が範囲について振興会の承認を得たものに限る。

② 納入成果物のうち第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合は、その「第三者の既存著作物」。

なお、受注者は振興会に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、振興会と別途協議するものとする。

(2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、振興会が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、振興会の了承を得るものとする。

(3) 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら振興会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、振興会は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知するものとする。

### 7.2. 再委託

(1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を、原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。

(2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本仕様書「7.1. 知的財産の帰属等」、「7.3. 秘密保持等」、「7.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任」を含め、本調達の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてそ

の旨を定めるものとする。

- (3) 受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、振興会が本調達に適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について振興会に対し報告し、又は振興会が自ら確認することに協力するものとする。

- (4) 受注者は、振興会が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項、理由等について記載した申請書を提出し、振興会の承認を得るものとする。

### 7.3. 秘密保持等

- (1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、振興会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ① 振興会から取得した時点で、既に公知であるもの
- ② 振興会から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
- ③ 法令等に基づき開示されるもの
- ④ 振興会から秘密でないと指定されたもの
- ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に振興会に協議の上、承認を得たもの

- (2) 受注者は、振興会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。
- (3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員等が異動・退職等した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る振興会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、振興会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に振興会に返却するものとする。
- (5) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び振興会が定めた「独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報管理規程」等を遵守し、個人情報を取り扱うものとする。

### 7.4. 情報セキュリティに関する受注者の責任

- (1) 情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和

7 年度版)」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー等」という。）」に従って受注者組織全体のセキュリティを確保すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」は非公開であるが、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」等を、必要に応じて参照すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」については、契約締結後開示する。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、セキュリティポリシー等に従い、受注者組織全体のセキュリティを確保するとともに、振興会から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

振興会以外で作業を行う場合も、振興会のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。

(3) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、直ちに振興会に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ① 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める振興会の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ② 受注者による振興会のその他の情報へのアクセス
- ③ 情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受注者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受注者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
  - a. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
  - b. 発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応策等について報告書を作成し、振興会へ提出して承認を得ること。
  - c. 再発防止対策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
  - d. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、振興会の指示に基づく措置を実施すること。

(4) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、振興会が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、振興会がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（振興会が選定した事業者による監査を含む。）。

(5) セキュリティ対策の改善

受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について振興会

が改善を求めた場合には、振興会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

#### 7.5. 契約不適合責任

検収後 1 年間に於いて、本調達の内容に適合しないものがあることが判明した場合には、受注者の責任及び負担において、振興会が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

#### 8. その他の要件

- (1) 振興会は、受注者に対して本業務遂行に関して問題があると判断した場合、異議を申し立てることができる。受注者は、振興会から異議申立てを受けた場合、受注者側で問題の把握、業務に携わる者の交代等改善策の検討を行い、振興会と協議の上、改善策を実施すること。
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書に依りがたい事由が生じた場合、及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに振興会と協議の上、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないよう十分注意すること。
- (3) 本業務に起因して、振興会の既存の機器やシステムに不具合が生じた場合は、受注者の責任及び負担において復旧のための措置を迅速に実施すること。
- (4) 受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務遂行に必要と認められる事項については、振興会と協議の上、誠意をもって対応すること。

以上